

〇八代市行財政改革推進委員会条例

平成17年12月26日

条例第281号

改正 平成18年3月29日条例第6号

平成23年3月30日条例第2号

平成26年3月28日条例第1号

平成26年12月26日条例第53号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、八代市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて本市の行財政改革に関する重要事項を審議し、その結果を市長に答申する。

2 委員会は、行財政改革に係る実施計画、実施状況等について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて八代市行財政改革推進本部に対し提言又は助言を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第6号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日条例第53号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○八代市行財政改革推進本部規程

平成17年10月7日

訓令第70号

改正 平成18年3月31日訓令第7号

平成19年3月30日訓令第1号

平成23年3月30日訓令第2号

平成26年3月28日訓令第7号

平成26年5月26日訓令第11号

平成27年3月31日訓令第7号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、効率的かつ効果的な市政の実現を推進するため、八代市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 行政組織機構の簡素化及び効率化に関すること。
- (3) 事務事業の簡素化及び効率化に関すること。
- (4) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、部長、議会事務局長及び本部長が指名した職員をもって充てる。

(幹事会)

第4条 本部に下部組織として、幹事会を置く。

2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱原案の策定に関すること。
- (2) 行財政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他本部長の指示事項に関すること。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は、企画振興部次長をもって充てる。

5 副幹事長は、企画振興部政策調整審議員をもって充てる。

6 幹事は、各部の政策調整審議員をもって充てる。

(専門部会)

第5条 幹事会に、第2条に規定する所掌事務に係る専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会を置く。

2 専門部会に所属する部員は、職員のうちから本部長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部員の互選によりこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の会議を招集する。

5 専門部会長は、専門部会の調査研究の結果を速やかに幹事会に報告しなければならない。

(推進責任者及び推進員)

第6条 行財政改革の取組みの徹底及び円滑な推進を図るため、行財政改革推進責任者（以下「推進責任者」という。）及び行財政改革推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進責任者は、別表に定める職員をもって充てる。

3 推進責任者の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所属の行財政改革の推進について積極的に助言し、及び調整すること。
- (2) 所属の行財政改革の取組みの進捗状況を取りまとめ、本部に報告すること。

4 推進員は、課かい長及びこれに相当する職にある者をもって充てる。

5 推進員は、その所属する課かい等の事務事業を調査点検し、その報告書を作成して推進責任者に提出し、行財政改革大綱の策定に資するとともに、行財政改革大綱の実施を所属する課かい等において推進する。

(職員の協力)

第7条 本部及びこれに設置された機関は、必要に応じて関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

2 職員は、前項のほか、行財政改革大綱の策定及び実施に関し事務事業の改革案を提案するなど積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画振興部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役として在職するものとされた者が在職する間における読替え)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者が在職する間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条の規定による改正後の八代市行財政改革推進本部規程第3条第3項	、教育長	、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者、教育長
------------------------------------	------	--

附 則 (平成23年3月30日訓令第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月26日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

総務部次長
企画振興部次長
財務部次長
市民環境部次長
健康福祉部次長
経済文化交流部次長
農林水産部次長
建設部次長
教育部次長
支所長
水道局長
市立病院事務長
会計課長
議会事務局次長
監査委員事務局長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長

八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 審議会等の設置に係る指針（第3条・第4条）
- 第3章 審議会等の委員の選任に係る指針
 - 第1節 委員の選任基準（第5条）
 - 第2節 公募による委員の選任（第6条—第12条）
- 第4章 審議会等の会議の公開に係る指針（第13条—第19条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基本指針は、行政の合理化及び効率化の観点から審議会等の適正な設置、機能の充実及び円滑な運営を図るとともに、市民のより幅広い意見を行政に反映させ、及び開かれた市政を推進するため、本市が設置する審議会等の設置及び運営について準拠すべき基本的事項について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基本指針において「審議会等」とは、市民、学識経験を有する者等を委員の全部又は一部とする機関であって、次に掲げるものをいう。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、本市の事務について審査、調査等を行う機関であって、執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）の附属機関として設置するもの
- （2）行政運営上の参考に資するための意見の提供を求める機関であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの

第2章 審議会等の設置に係る指針

（審議会等の設置）

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）他の審議会等と審査、調査、意見交換、懇談等（以下「審議等」という。）の目的、機能等が重複し、若しくは類似していないか、又は他の行政手段では目的の達成、課題の解決等ができないか検討を行ない、必要最小限の設置にとどめること。
- （2）審議等の対象事項（以下「審議事項」という。）が時限的又は臨時的なものである審議会等を設置するときは、できる限りその設置期限を明示すること。

（審議会等の統合又は廃止）

第4条 既存の審議会等については、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号の定めるところにより統合又は廃止を検討するものとする。

- （1）統合基準 審議等の目的、機能等が重複し、又は類似している審議会等は、統合を図るものとする。
- （2）廃止基準 次に掲げる審議会等（法令により設置が義務付けられている審議会等を除く。）は、原則として廃止するものとする。
 - ア 審議等の目的が達成されたもの
 - イ 社会情勢の変化等により設置する必要性が著しく低下したもの
 - ウ 活動が著しく不活発又は活動内容が形式的で設置効果が乏しいもの
 - エ 他の行政手段で目的の達成、課題の解決等が図られるもの

第3章 審議会等の委員の選任に係る指針

第1節 委員の選任基準

第5条 審議会等の委員の選任に当たっては、審議等の目的、審議事項等に照らして、当該審議会等

が実質的かつ効果的に機能するよう、次に掲げる事項に十分留意するものとする。

- (1) 多様な意見を反映させるため、幅広い分野及び年齢層からふさわしい人材を選任すること。
 - (2) 広く市民に対し意見、要望等を求める必要があると認められる場合は、より広く市民参加の機会を確保するために委員の一部を市民から選任するよう努めること。
 - (3) 八代市男女共同参画計画（平成21年度～平成30年度）に基づき、女性を積極的に委員に登用すること。
 - (4) 他の審議会等の委員の職を5以上兼ねる者を委員に選任しないこと。ただし、特に専門的な知識、経験等を有する者を選任する必要がある場合その他特別な事情がある場合であって、市長等（執行機関の任命権者をいう。以下同じ。）が認めるときは、この限りでない。
 - (5) 同一人を継続して委員に選任する場合は、その在任期間を引き続き6年を超えない期間又は引き続き再任3回までの期間のいずれかに該当する期間までとすること。ただし、特に専門的な知識、経験等を有する者を選任する必要がある場合その他特別な事情がある場合であって、市長等が認めるときは、この限りでない。
- 2 審議会等の委員の数は、審議等の充実及び迅速化を図る観点から適正規模となるよう、審議会等を新たに設置する場合のみならず、委員を改選する場合においても検討を行うものとする。

第2節 公募による委員の選任

（公募の基準）

第6条 前条第1項第2号に定めるところにより、市民から委員を選任する場合は、次に掲げる場合を除き、原則として公募により選任するよう努めるものとする。

- (1) 法令、条例その他の規程（以下「法令等」という。）により委員となるべき者の要件が制限されているとき。
- (2) 専ら高度又は専門的な知識を有する事案の審議等を行うとき。
- (3) 行政処分、不服審査又は身分に関する処分等に関する審議等を行うとき。
- (4) 委員を迅速に選任する必要があるため、公募による選任を行う暇がないとき。

（公募の公表）

第7条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 審議会等の名称及び役割
 - (2) 任期
 - (3) 応募要件
 - (4) 応募方法
 - (5) 選考方法
 - (6) 募集人員
 - (7) 募集期間
 - (8) 問合せ先
 - (9) その他必要と認める事項
- 2 前項の公表は、市役所前掲示場に掲示する方法により行うとともに、広報やつしろ及び市ホームページへの掲載、エフエムやつしろによる放送、市庁舎内又は出先機関への掲示等可能な限り多くの方法により行うものとする。

（応募要件）

第8条 審議会等の委員に応募できる者の要件は、次の各号の全てを満たすこととする。

- (1) 応募日現在において満20歳以上であって、本市に住所を有すること。ただし、市長等が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 本市の市議会議員若しくは職員（臨時又は非常勤の職員を含む。）又は既に本市の他の審議会等の委員でないこと。ただし、非常勤の職員又は他の審議会等の委員については、市長等が必要と認める場合はこの限りでない。

（応募の受付）

第9条 審議会等の委員への応募を受け付けるときは、応募者に申込書のほか、選考に必要な資料を提出させるものとする。

（公募委員の選考）

第10条 公募による委員の選考は、応募者から提出された書類の審査、面接その他市長等が審議会等の特性に応じて定める方法により行う。

2 市長等は、前項の規定による選考の結果を速やかに応募者全員に通知するものとする。

(公募委員の解職)

第11条 公募による委員は、法令等に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解かれるものとする。

(1) 第8条に規定する応募の要件を満たさなくなった場合

(2) 職務上知り得た秘密を漏らすなど市長等が委員として不相当と認めた場合

2 前項の規定により職を解かれた委員の補充を行う場合には、公募により補欠委員を選任するものとする。ただし、特段の理由により公募によりがたい場合は、この限りでない。

(公募に関する事務)

第12条 審議会等の委員の公募に関する事務は、当該審議会等を所管する課において行うものとする。

第4章 審議会等の会議の公開に係る指針

(会議の公開の基準)

第13条 八代市情報公開条例(平成17年八代市条例第25号。以下「公開条例」という。)第26条の情報の提供に関する施策の充実の趣旨にのっとり、審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

(1) 公開条例第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に該当する事項に関し審議等する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが予想され、当該会議の目的が達成されないと認められる場合

(3) その他会議の内容に照らし、公開する意義が乏しいと客観的に認められる場合

2 審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を分割して行うことができる認められるときは、非公開とする審議事項に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第14条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に定めるところにより、原則として審議会等の長(以下「会長」という。)が当該審議会等の会議に諮って行うものとする。

2 会長は、会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。

(会議開催の周知)

第15条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、次の事項を公表するものとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 傍聴定員

(6) 傍聴手続

(7) 問合せ先

(8) その他審議会等が必要と認める事項

2 前項の公表は、会議開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

3 第1項の公表は、市役所前掲示場に掲示する方法により行うとともに、広報やつしろ又は市ホームページへの掲載、エフエムやつしろによる放送、市庁舎内又は出先機関への掲示等可能な限り多くの方法により行うものとする。

(公開の方法)

第16条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たり、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議録の作成)

第17条 審議会等は、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成に当たっては、会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるよう

な内容とするよう努めるものとする。

3 作成した会議録には、会長が署名又は記名押印しなければならない。

(会議録の閲覧)

第18条 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを情報プラザに備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

2 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報に該当する部分を除いて、当該会議に係る会議録を閲覧に供するよう努めるものとする。

(審議会等の公開に関する事務)

第19条 審議会等の会議の公開に関する事務は、当該審議会等を所管する課において行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基本指針は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定は、この基本指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置する審議会等の設置について適用する。

3 第3章の規定は、施行日以後の審議会等の委員の選任（施行日以後に任期が到来することによる後任の委員の選任を含む。）について適用する。

4 第4章の規定は、施行日以後に開催する審議会等の会議について適用する。